

令和5年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策
事業追加補助金（児童養護施設等分）交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、原油価格・物価高騰に直面する事業者等を支援するため、第2条に定める交付対象となる施設等の設置主体に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（交付対象施設等）

第2条 この補助金の交付対象となる施設等は、中核市が所管する施設を除く県内の児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親（以下「児童養護施設等」という。）とし、その設置主体である法人又は個人等（以下「事業者等」という。）に対して補助金を交付する。

（補助額の算定方法）

第3条 補助金の交付額の算定方法は、別表1に定めるとおりとする。

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号により行うものとする。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、別表2に定める日とする。なお、郵送の場合は当日消印有効とする。

3 規則第4条第2項第1号に規定する補助事業等に係る収支予算書は添付を要しないものとする。

4 規則第4条第2項第2号に規定するその他別に定める書類については、様式第1号に記載の添付書類とする。

5 規則第13条に規定する実績報告書は、第1項の申請書と兼用する。

（申請を取り下げることができる期日）

第5条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（1）事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助金の交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（2）この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

（3）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付され

ているときは、知事はその全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱または規則第6条第2項の条件に違反したとき
- (2) この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) その他補助金の受領について、不正な行為があったとき

(交付の決定及び額の確定)

第8条 知事は、第4条に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知する。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 第1項の交付の決定は、規則第14条に規定する補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入額控除額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 この補助金の交付を受けた事業者等は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。この場合、事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

- 2 知事は、前号の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関するその他必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年12月26日から施行する。

別表1 補助額の算定

対象施設種別	補助額
児童養護施設	入所児童数（実人数） 1人あたり12,500円（※）
母子生活支援施設	
ファミリーホーム	
自立援助ホーム	
里親	申請日時時点で県から6か月以上委託を受けた児童1人あたり12,500円

※ 令和5年12月1日時点の入所児童数（他県からの定員割愛は含まない）

別表2 申請書兼実績報告書等の提出期限

児童養護施設・母子生活支援施設	令和6年2月2日（金）
ファミリーホーム・自立援助ホーム	
里親	令和6年2月16日（金）
里親 （令和6年2月17日～令和6年3月8日の間に委託期間が6か月以上となる児童についてのみ）	令和6年3月8日（金）